

花の文化園倶楽部活動について

【概要】

倶楽部に入って植物好き仲間の輪を広げましょう！倶楽部活動は担当職員から一方的に学ぶのではなく、植物についてよく知っている方もそうでない方も、部員内で教えあいをしながら活動をしていきます！本活動は花の文化園が運営をいたしますが、今年度（2017年4月より）から始まる新しい活動のため、部員の皆さんと共につくりあげていきたいと思えます。

【名称及び所在地】

第一条 本活動は、「花の文化園倶楽部活動」と称し、事務所を〒586-0036 大阪府河内長野市高向 2292-1 に置く。

【目的】

第二条 本活動は以下を目的とする。

- (1) 大阪府立花の文化園の花と緑を自然の宝と考え、これを守り後世に残す。
- (2) 大阪府立花の文化園を活用して植物と親しみ、楽しみ、学び、部員相互の親睦を深める。
- (3) 植物の研究・啓発・癒しの場としての植物園の一層の発展を支援する。

【入退部】

第三条 本倶楽部の趣旨に賛同する個人は部員となることができる。（※別紙「倶楽部活動一覧」参考）入退部は随時受付を行う。

- (1) 部費は各倶楽部の概要に基づく。（※別紙「倶楽部活動一覧」参考）
- (2) 半年（6カ月）以上連続で活動に参加しない場合は自動的に休部とする。（※心身の都合の場合は除く。）
- (3) 個人が複数の倶楽部に入部すること

ができる。

【役員】

第四条 本倶楽部に次の役員を置く。役員の任期は1年とする。再任は妨げない。
部長 1名 園が選出する。
リーダー 1名 園が選出する。
サブリーダー複数名 倶楽部内で選出する。

【活動】

第五条 本活動は基本、月1回の活動とする。

第六条 本活動の内容は別紙「倶楽部活動一覧」に記載されている通りである。

【負担金】

第七条 活動に必要な負担金は各倶楽部長又はリーダーが、随時募るものとする。

【会計】

第八条 活動に必要な費用は基本、倶楽部の収入金等でまかなう。

【その他】

第九条 (1) 使用する道具類は基本的に倶楽部で用意するが、ご自分でご負担いただく場合があります。

(2) 活動場所は活動前と同じ状態に戻す。活動成果は残します。

(3) 倶楽部活動時間終了後は速やかに施設からの退出をお願いします。

(4) 車でお越しの方は「くろまろの郷駐車場」に駐車。身障者用駐車場はエントランス向かいに完備しております。

(5) 倶楽部の運営を妨害したり、周囲に不快感を与える言動や行動は慎む。万が一他者に損害を与えたときは退部していただきます。

(6) 倶楽部活動中に、施設類の破損が出た

場合は、費用をご負担いただく場合があります。

(7) 活動中の営業行為・政治活動等の勧誘は園の許可無しでは行わない。(花の文化園が認めた営業活動は除く。)

(8) 活動中は職員、役員の指示に従い、規律を乱さないようにお願いします。守れない場合は退部していただきます。

(9) その他、倶楽部を運営していく上、問題のある場合は、その都度ルールを決めていきます。

以上